

源泉所得税の改正のあらまし



日英新租税条約関係



平成 18 年 10 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
タックスアンサーホームページ <http://www.taxanswer.nta.go.jp>
- 源泉所得税の納付は電子納税で!!
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、先般、「所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約」(以下「新条約」といいます。)が平成18年10月12日に発効し、源泉所得税については平成19年1月1日から適用開始されることになりました。この新条約は、日英間における投資交流の一層の促進を図るとの観点から、配当、利子、使用料などについて源泉地国における大幅な税の減免を認めるとともに、特典条項など租税回避防止のための規定を含んでおります。

また、平成18年度の税制改正において、「租税条約に関する届出書」などの条約の適用を受けるための具体的手続を規定した「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」等が改正され、源泉所得税関係については、租税条約に関する届出書の記載事項の簡素化や異動届出書の提出省略の特例の対象範囲の拡充等の改正が行われております。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、平成18年10月12日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 新条約では、配当、利子、使用料など投資所得に対する源泉地国における課税が大幅に減免されました。

相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料に対する源泉地国における限度税率が、次のとおり軽減・免除されました。

【配当】

		改正前		改正後	
配 当	親子会社間配当	持株割合 25%以上で一定の要件を満たすもの	10%	持株割合 50%以上で一定の要件を満たすもの	免税
				持株割合 10%以上 50%未満で一定の要件を満たすもの	5%
	上記以外の配当	15%	10%		

- (1) 改正前の日英租税条約（以下「旧条約」といいます。）では、源泉地国における限度税率は、いわゆる親子会社間配当（旧条約では、持株割合 25%以上で一定の要件を満たす子会社からの配当をいいます。）については 10%、それ以外の配当については 15%とされています。
- (2) 新条約では、親子会社間配当の源泉地国における限度税率は、「配当の支払を受ける者が特定される日」をその末日とする 6 か月の期間を通じ、その配当を支払う法人の議決権のある株式の 10%以上を直接又は間接に所有する法人が受益者とされる場合については、5%とされました。さらに、親子会社間配当のうちでも「配当の支払を受ける者が特定される日」をその末日とする 6 か月の期間を通じ、配当を支払う法人の議決権のある株式の 50%以上の株式を直接又は間接に所有する一定の法人が受益者とされる場合については、源泉地国において免税とされました。

（注） 「配当の支払を受ける者が特定される日」とは、我が国の法人については、利得の分配に係る会計期間の終了の日をいうものとされています。

また、居住地国において租税が免除される年金基金又は年金計画（以下「年金基金等」といいます。）が配当の受益者とされる場合は、その配当がその年金基金等が直接又は間接に「事業」を遂行することにより取得されたものであるときを除き、源泉地国において免税とされました。なお、この場合の「事業」とは、年金基金等が本来行うべきものとされている「退職年金その他これに類する報酬の管理又は給付」のための活動以外の活動をいい、具体的には、例えば、年金被保険者の福祉の増進を目的とした宿泊所や保養所などの福祉施設業務の活動などがこれに該当します。

これらの配当以外の配当については、源泉地国における限度税率は 10%とされました。

【利子】

	改正前	改正後
利子	10%	10% (金融機関等が受け取る利子は免税)

- (1) 旧条約では、利子の源泉地国における限度税率は 10%とされています。
- (2) 新条約でも、源泉地国における限度税率は 10%とされていますが、金融機関など一定の者が利子の受益者とされる場合には、源泉地国において免税とされました。

利子が源泉地国において免税とされるのは、次の場合です。

- イ 利子の受益者が、締約国の政府、その地方政府・地方公共団体、中央銀行又は締約国の政府が全面的に所有する機関である場合
- ロ 利子の受益者が、締約国の政府、その地方政府・地方公共団体、中央銀行又は締約国の政府が全面的に所有する機関により保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して利子を受領する場合
- ハ 利子の受益者が、銀行、保険会社、証券会社又は資金仲介業務を営むものとして定められた定量基準を満たす企業である場合

（注） 「定量基準を満たす企業」とは、利子の支払が行われる課税年度の直前の 3 課税年度において、その負債の 50%を超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の 50%を超える部分がその企業の特典関係企業以外の者に対する債権から成るものをいいます。

- ニ 利子の受益者が、年金基金等である場合（対象となる利子は、【配当】(2)と同様に、年金基金等が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものである場合を除きます。）

- ホ 利子の受益者が、信用供与による設備又は物品の販売の一環として生ずる債権に関し利子を受領する場合

（注） この場合、設備又は物品の売主は、利子の受益者と同一である必要はありませんが、少なくとも受益者と同一の締約国の居住者でなければなりません。また、信用の供与は、設備又は物品の販売の一環として行われる必要があります。したがって、設備又は物品の買主が、売買契約とは全く別個に借入れを行ってそれを売買代金の支払に充てた場合における借入金の利子は、免税の対象となる利子には含まれません。

【使用料】

	改正前	改正後
使用料	10%	免税

- (1) 旧条約では、使用料の源泉地国における限度税率は 10%とされています。
- (2) 新条約では、源泉地国において一律免税とされました。

【適用手続等について】

その支払を受ける利子、配当、使用料について新条約の適用を受ける場合には、平成19年1月1日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、租税条約に関する届出書(免税とされる場合は、特典条項に関する付表(添付書類を含みます。))を添付する必要があります。)を、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

2 一定の投資所得など、源泉地国免税とされる所得につき、新条約の特典を受けるためには、英国の居住者は、その特典を定める各条項の要件を満たすと同時に、いわゆる特典条項に定める一定の条件を満たさなければならないこととされました。

- (1) 旧条約をはじめ我が国が締結している租税条約(日米租税条約を除きます。)では、受益者が相手国の居住者であれば、条約の特典(租税の減免等)を定める各条項の要件を満たすことにより、租税条約の特典を受けることができます。
- (2) 新条約では、投資所得に対する源泉地国免税の範囲を拡大したことから、第三国居住者が形式的に相手国の居住者となることにより条約の特典を不当に受けようとする恐れがあります。このため、事業所得、配当免税、利子免税、使用料、譲渡所得、その他の所得(以下「特典条項対象所得」といいます。)に関して、新条約の適用を受けるためには、受益者は相手国の居住者であるとともに、その者がいわゆる特典条項に定められた所定の条件を満たさなければならないこととされました。

(注) 特典条項は、平成16年3月に発効した日米租税条約において初めて導入されたものであり、日米租税条約では、条約に規定するすべての条約特典が対象とされています。これに対して、新条約では、投資所得等の源泉地国免税の場合のみに特典条項の適用があることとされました。また、非公開法人についてのいわゆる課税ベース浸食基準の廃止等の簡素化も行われました。

特典条項の基本的な考え方は次のとおりです。

- イ 条約の相手国の居住者である個人、適格政府機関、一定の公開法人、一定の公開信託財産(ユニット・トラスト)、年金基金等並びに一定の公益団体、一定の非公開法人等及び一定の非公開信託財産は、「適格者」としてすべての特典条項対象所得について特典を受けることができます(適格者基準)。
- ロ 「適格者」に該当しない相手国の居住者である法人であっても、一定の条件を満たす場合(7以下の同等受益者がその法人の議決権の75%以上を直接又は間接に所有する場合)には、条約特典の請求の対象となる特典条項対象所得について特典を受けることができます(派生的受益基準)。

(注) 「同等受益者」とは、新条約の特典を濫用する恐れがないと考えられる第三国の居住者をいい、次の要件を満たす必要があります。

- ① 源泉地国とその第三国との間の租税条約が実効的な情報交換に関する規定を有すること
- ② その租税条約の適用上、適格者に該当すること(その租税条約に適格者基準がなければ新条約の適格者基準により判断します。)
- ③ その租税条約に規定される税率その他の要件が新条約の税率その他の要件よりも制限的でないこと

- ハ 「適格者」に該当しない相手国の居住者であっても、その相手国内で事業を行っており、特典条項対象所得がその事業に関連又は付随して取得される場合(その居住者が他方の締約国において行う事業からその特典条項対象所得を取得する場合には、その事業とその居住者の居住地国における事業とが実質的に関連する場合に限ります。)には、条約特典の請求の対象となる特典条項対象所得について特典を受けることができます(能動的事業基準)。

- ニ イからハのいずれにも該当しない相手国の居住者であっても、条約の特典を不正に享受することを主要な目的としてその相手国の居住者となったものでないと源泉地国の権限ある当局が認定した場合には、条約特典の請求の対象となる特典条項対象所得について特典を受けることができます(権限ある当局による認定)。

3 租税条約の両締約国において異なる課税の取扱いを受ける事業体を通じて所得が取得される場合の取扱いに関する規定が整備されました。

- (1) 一方の締約国の事業体が、所得の源泉地国である他方の締約国から所得を取得する場合において、その他方の締約国ではその事業体を納税義務者として取り扱うが、その事業体の居住地国においてはその事業体の構成員を納税義務者として取り扱うといったことが起こり得ます。この場合には、他方の締約国においてその事業体が納税義務者として課税されるにもかかわらず、その事業体の居住地国においては、その事業体は

納税義務者とされないことから、その事業体は、租税条約上の居住者に該当せず租税条約の特典を受けられないこととなります。

(2) 新条約においては、上記のように日本国と英国において異なる課税上の取扱いを受ける事業体を通じて所得が取得される場合には、その所得を取得する事業体の居住地国における課税上の取扱いを基にして、源泉地国における課税にも一定の範囲で租税条約の特典が及ぶよう、次のとおり租税条約の適用関係に関する規定が整備されました。

イ 源泉地国である一方の締約国から他方の締約国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体がある所在国においてその事業体の構成員が納税義務者とされる場合（構成員課税）には、その事業体がある源泉地国において納税義務者とされる場合（団体課税）であっても、その所得のうち、他方の締約国の居住者である事業体の構成員が取得する部分につき、新条約の特典が与えられます。

ロ 源泉地国である一方の締約国から他方の締約国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体がある所在国において団体課税を受ける場合には、その事業体がある源泉地国では構成員課税を受ける場合であっても、その所得には新条約の特典が与えられます。

ハ 源泉地国である一方の締約国からその国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体がある他方の締約国で団体課税を受ける場合には、その所得には新条約の特典は与えられません。

(注) 日米租税条約では、両締約国間で課税上の取扱いが異なる事業体の所在地が第三国である場合の取扱いに関する規定が定められていますが、新条約ではそのような規定は定められていません。

4 新条約は、源泉所得税に関するものについては、平成 19 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用されることとなりました。

新条約は、日本の源泉徴収に関するものについては、**平成 19 年 1 月 1 日以後支払を受けるべきものから適用**されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が 1 月 1 日以後であるものについて適用されることとなります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成 19 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されます。

5 平成 18 年度の税制改正において、租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合の届出書の記載事項の簡素化や異動届出書の提出省略の特例の対象範囲の拡充等に関する改正が行われています。

(1) 「租税条約に関する届出書」の記載事項について、配当及び債券利子の支払を受ける場合の株式又は債券等の記号及び番号の記載は不要とされました。

(2) 「租税条約に関する届出書」を提出した後、その記載事項について異動を生じた場合に提出すべきこととされる異動を生じた事項等を記載した届出書（以下「異動届出書」といいます。）に関し、一定の利子や配当等については、既に提出した「租税条約に関する届出書」に記載した利子や配当等と異なる種類の利子や配当等の支払を受けることとなる場合においても、異動届出書の提出の省略ができることとされました。

(3) 租税条約の相手国の居住者等が支払を受ける一定の国内源泉所得（国債又は地方債の利子、内国法人の公募社債の利子などがこれに該当し、以下「特定国内源泉所得」といいます。）に係る特典条項条約届出書等（特典条項に関する付表ほか一定の書類を添付した「租税条約に関する届出書」をいいます。）について、その特定国内源泉所得に係る資産、契約その他その所得の基因となるもの（以下「資産等」といいます。）が既に提出した特典条項条約届出書等に記載した特定国内源泉所得に係る資産等と異なる場合においても、その提出を省略することができることとされました。

(4) (1)の改正は、平成 18 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき配当等について、(2)の改正は、平成 18 年 4 月 1 日以後に異動が生じる場合について、(3)の改正は、平成 18 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき特定国内源泉所得について、それぞれ適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく
税務相談室又は税務署の源泉所得税担当におたずねください。



この社会あなたの税がいきている